

象：母子家庭等)

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭に対する優先入居を推進

(b) 民間の家賃保証サービスの活用

母子家庭が賃貸住宅に入居する場合の家賃保証について、民間の家賃保証サービスの活用を推進

オ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

(a) 母子家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子寡婦福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

カ 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村、対象：母子家庭等)

(a) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護(トワイライトステイ)事業の実施

保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の

実施を推進

キ 一人親家庭生活支援事業の実施(対象：母子家庭等)

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択的に実施するとともに、新たに母子の健康上の問題について適切な助言を行う健康支援事業を実施

② 就業支援策

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施・連携(実施主体：都道府県、対象：母子家庭及び寡婦)

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、母子自立支援員をはじめとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の拡充

母子家庭の母及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を大幅に拡充して実施

具体的には、

- ・就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・受講者のために託児サービスを提供
- ・講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 事業の実施に当たっては、都道府県が自ら実施するだけでなく、母子寡婦福祉団体やNPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材などを積極的に活用

(d) 都道府県は、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施するに当たっては、管内の市町村と十分な連携を図りながら実施

イ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費)の活用(実施主体：都道府県及び市等)
・自立支援教育訓練給付

都道府県及び市等は、都道府県知事(指定都市の長及び中核市の長を含む。以下同じ。)並びに市長(特別区の長を含む。)及び福祉事務所を設置する町村の長(以下「市長等」という。)が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給

・母子家庭高等技能訓練促進費

都道府県及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金を給付

(b) 技能習得期間中の生活資金貸付け制度の活用(実施主体：都道府県、対象：母子家庭及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得期間中の生活保障のため、生活資金の無利子貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県(中核市を除く。))

・家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い

・家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入し、保育士試験の受験要件を拡大

ウ 母子家庭等の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県及び市等、対象：母子家庭及び寡婦)

(a) 都道府県及び市等は、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の処理を行う際に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b) 都道府県及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

エ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭自立支援給付金(常用雇用転換奨励金)の活用(実施主体：都道府県及び市等) 母子家庭の母を新規にパートタイム労働者として雇用し、OJTを実施した後に常用雇用(一般)労働者に雇用転換した事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給

(b) 母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県、対象：母子家庭及び寡婦)

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場

合において母子福祉資金貸付金(事業開始資金)を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(c) 公共的施設における雇入れの促進(対象：母子家庭及び寡婦)

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

(d) 母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進(対象：母子寡婦福祉団体等)

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

(e) 特定事業推進モデル事業の実施

母子家庭の母の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するための特定事業推進モデル事業を実施

オ 母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主に対して母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母を積極的に雇用するなど、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

カ 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援

(a) 無料職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体等への支援(対象：母子寡婦福祉団体等) 無料職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援の拡充(実施主体：都道府県、対象：母子寡婦福祉団体)

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合の母子福祉資金貸付金制度を活用

(c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方自治体が物品やサー